

船舶事故調査報告書

平成23年10月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	定置網損傷
発生日時	平成22年11月9日 03時30分ごろ
発生場所	島根県西ノ島町浦郷湾 浦郷港弁天防波堤灯台から真方位184°3,040m付近 (概位 北緯36°03.9′ 東経132°59.6′)
事故調査の経過	平成23年4月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五十一 ^{ひかわ} 簸川丸、85トン 126362、共和水産株式会社 26.80m (Lr) × 5.60m × 2.44m、鋼 ディーゼル機関、735kW、昭和59年7月7日
乗組員等に関する情報	船長 男性 50歳 五級海技士(航海) 免許年月日 昭和61年9月19日 免状交付年月日 平成22年6月23日 免状有効期間満了日 平成27年10月11日 実習生A（インドネシア共和国籍） 男性 23歳 海技免許なし 甲板部航海当直部員の認定なし 実習生B（インドネシア共和国籍） 男性 21歳 海技免許なし 甲板部航海当直部員の認定なし
死傷者等	なし
損傷	本船 損傷なし 定置網 破損及びロープ固定用土のう流失（損害約980万円）
事故の経過	本船は、船長ほか10人（日本国籍7人、インドネシア共和国籍3人）が乗り組み、研修生1人（インドネシア共和国籍）を乗せ、平成22年11月9日00時00分ごろ僚船と共に荒天避難のため、浦郷湾に至り、船長が、夜明けを待つこととして実習生Aを操舵室内で見張りに就け、西ノ島町弁天鼻沖で船首を西方に向けた2隻の錨泊船の中間付近で漂泊を始め、機関と舵を使用して両船からそれぞれ約500m隔てるようにしていた。 船長は、01時30分ごろ、実習生Aから実習生Bに見張りを交代させて漂泊を続け、03時00分ごろ、実習生Bに漂泊位置を保つように指示して船橋当直を任せ、操舵室左舷側のベッドで休息した。

	<p>本船は、しゅう雨で視界が制限される状況下、実習生Bが単独で船橋当直に当たり、南南西方にゆっくり圧流されながら漂泊を続けていた03時30分ごろ、僚船からの漁業無線で本船の位置が陸岸に近い旨の連絡を聞いた船長がベッドから起きて周囲を見回したところ、右舷側至近に山影を認め、あわてて機関を前進に入れ、左回頭して弁天鼻沖に向かった。</p> <p>本船は、弁天鼻沖で漂泊を続けたのち、07時00分ごろ僚船と共に浦郷港に入港し、翌10日昼ごろ、船長は、海上保安庁職員の訪船を受け、本船のGPSの航跡と損傷した定置網の場所とが一致することを知り、事後の対応を行った。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 しゅう雨、風向 西、風力 5、視程 約100m</p> <p>海象：潮汐 高潮時</p>	
その他の事項	<p>本船は、本事故当時、船長の判断で錨を積んでおらず、錨泊することができなかった。</p> <p>損傷した定置網は、西ノ島町大字浦郷珍崎沖400m付近に約300m四方の範囲に敷設され、その沖側には点滅する標識灯が設置されていた。</p> <p>本船は、船舶設備規程により、錨2個を備え付けることとなっていた。</p> <p>実習生A及び実習生Bが単独で船橋当直に就くには、甲板部航海当直部員の認定を受ける必要があった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、浦郷湾において漂泊中、しゅう雨で視界が制限される状況下、船長が船橋当直を無資格の実習生Bに任せていたことから、適切な見張りが行われず、定置網に進入して損傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、浦郷湾において漂泊中、船長が船橋当直を無資格の実習生に任せていたため、適切な見張りが行われず、定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>	